

## 日向市議会

# 第 1 回議会報告会

9 月定例議会、決算議会を終えて

### = 会 次 第 =

- 1 . 開 会
- 2 . あいさつ
- 3 . 開催地域区長代表あいさつ
- 4 . 議員自己紹介
- 5 . 市議会報告
- 6 . 質疑・応答
- 7 . 閉 会

平成 26 年 11 月

宮崎県日向市議会



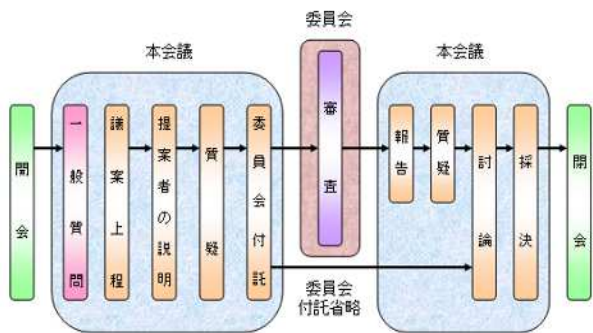
## 議会報告会の目的

日向市議会は開かれた議会を目指し、市民の皆さんへの積極的な情報公開や説明責任を果たすため、議会の活動を地域に出向いて直接報告するとともに、市民の皆さんからの議会及び市に対する意見・要望などを聴く貴重な機会とすることを目的として議会報告会を開催します。

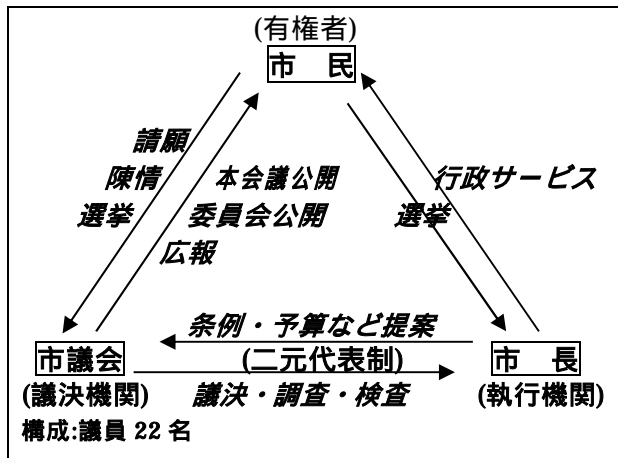
### 【日程】

日 時	会 場	出 席 議 員
11月11日(火) 午後7時～	中央公民館 (新町・富高・塩見地区)	全 議 員
11月14日(金) 午後7時～	亀崎東公民館 (日知屋枝郷地区)	甲斐敏彦、甲斐善重郎、柏田公和、 坂口英治、鈴木富士男、海野誓生、 黒木金喜 (第2班)
11月17日(月) 午後7時～	財光寺まちづくり事務所 (財光寺地区)	荻原紘一、岩切裕、三樹喜久代、 日高一直、溝口孝、黒木未人、 富井寿一 (第1班)
	美々津老人福祉センター (幸脇・美々津・寺迫地区)	甲斐敏彦、甲斐善重郎、柏田公和、 坂口英治、鈴木富士男、海野誓生、 黒木金喜 (第2班)
11月18日(火) 午後7時～	日知屋公民館 (日知屋本郷・細島地区)	黒木万治、黒木円治、西村豪武、 松葉通明、木田吉信、黒木高広、 日高和広 (第3班)
	南日向コミュニティセンター	荻原紘一、岩切裕、三樹喜久代、 日高一直、溝口孝、黒木未人、 富井寿一 (第1班)
11月20日(木) 午後7時～	東郷公民館 (寺迫を除いた東郷地区)	黒木万治、黒木円治、西村豪武、 松葉通明、木田吉信、黒木高広、 日高和広 (第3班)

# 市議会の仕組みと役割



(図1)



(図2)

## 市議会って何をするとところ？

### 市議会の役割と市長（二元代表制）

市長は、市民生活に深く関わる仕事（市政の運営）をしています。施政方針の決定は市民にとって重要なことですが、だからと言って市民全員が集まって話し合うことは困難です。そこで、直接選挙によって市民の代表者（議員）を選びます。

市議会議員は議会という合議機関を構成します。市長は市政を行うのに必要な予算や条例等を議会に提案し、議会はこれを審査・可決することで、市長は議会の意思に沿って、住みよい豊かなまちづくりを進めていきます。（図1）

このような両者の権限の違いから、市議会を議決機関、市長を執行機関と呼び、お互いに対等の立場で、それぞれの役割や権限を尊重し、市民の声を市政に反映させ、より良い日向市のまちづくりを進めています。両者が緊張関係を持ち、互いに切磋琢磨しながら市民の福利厚生の上昇に努めています。この制度が、二元代表制です。

### 市議会の仕事

市議会には、市民の代表として十分な活動ができるよう議決権・調査権など多くの権限が与えられています。これらの権限に基づいて、次のような仕事をしています。

#### 【議決】

市政を進めて行く上で重要な案件については、市議会としての意思決定が必要です。これを議決と言います。その主なものは次のとおりです。

- ・ 条例を制定、改正、廃止すること

- ・ 予算を定めること
- ・ 決算を認定すること
- ・ 一定金額以上の工事契約の締結、財産の取得や処分に関すること
- ・ 市税や使用料、手数料などに関すること

#### 【同意】

市長が副市長、教育委員、監査委員などを選任する場合に、同意を与えます。

#### 【調査・検査・監査請求】

市の事務管理や金銭の出納などが公正かつ効率的に行われているかをチェックするために、調査や検査を行います。また、必要があれば監査委員に監査を求め報告を受けます。

#### 【市政のチェック】

本会議での一般質問や各委員会での審査を通じて、市政の基本方針や行政運営が公平・公正かつ効率的に行われているのかをチェックし、問題点等を指摘します。

#### 【請願・陳情の受理】

市民の要望や意見を市政に反映させるため、市民から提出される請願・陳情を受理し、審査を行い、採択・あるいは不採択など、議会としての決定を行います。

#### 【意見書の提出・決議】

公共の利益に関係のある問題について、それが国や県の仕事であって市の力だけでは解決できないときには、関係機関に対して意見書を提出したり、市議会としての意思を表明するために決議を行います。

### 市議会の運営

議会はいつも開かれているわけではなく、定期的または臨時に一定期間開かれます。

定期的に開かれる会議を定例会、必要に応じて開かれる会議を臨時会といいます。本市の定例会は年4回、3月・6月・9月・12月に開かれます（「議会を招集する。」といいます。）。

（臨時会…議会の議決が必要な事項があり、定例会では間に合わない場合）

招集の権限は、市長にあります。議員定数の1/4以上の議員から請求があれば、市長は臨時会を招集しなければなりません。また、会期については、議会の権限で自主的に決定しています。

会期中には、本会議 委員会 本会議の順序で議案・請願等の審議が進められます。（図1）

## 【本会議】

本会議は、議案などを審議し、市議会の最終的な意思を決める会議で、原則として議員定数の半数以上の出席がなければ開くことができません。

ここでは、市長が提出した議案についての提案理由を説明し、これに対して議員は疑問に思うことを聞き（質疑）、意見を述べ（討論）、賛成・反対を明らかにします。この他、議員が市政全般に対して一般質問するのもこの本会議です。

## 【委員会】

議会は、限られた会期内に、幅広く複雑な案件をいくつも審議しなければなりませんので、内部に委員会を設けて分担し、専門的・効率的に審査を進めています。

委員会には、常設の常任委員会と、必要に応じて設置される特別委員会、また、議会に関する協議を行う議会運営委員会があります。

委 員 会 名		定数(人)	所 管 事 項 等	
議 会 運 営 委 員 会		9 ( +1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会運営に関する事項</li> <li>・議長の諮問に関する事項</li> <li>・議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項</li> </ul>	
常 任 委 員 会	総務政策委員会	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会事務局、総務部、総合政策部、消防本部、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び会計課の所管に属する事項その他いずれの委員会にも属しない事項並びに請願、陳情等</li> </ul>	
	文教福祉環境委員会	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康福祉部、市民環境部及び教育委員会の所管に属する事項並びに請願、陳情等</li> </ul>	
	産業建設水道委員会	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業経済部、農業委員会、建設部及び上下水道局の所管に属する事項並びに請願、陳情等</li> </ul>	
特 別 委 員 会	議会改革特別委員会	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会が直面する諸課題に取り組み、議会改革を推進するため</li> </ul>	
	総合防災対策特別委員会	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらゆる自然災害に対処する方策を調査研究するため</li> </ul>	
	公共施設マネジメント特別委員会	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設のマネジメントのあり方等について調査・研究するため</li> </ul>	
	議会広報特別委員会	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会報（ひゅうが市議会だより）の編集のため</li> </ul>	
各党派代表者会	党派代表者	設 置 目 的 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・党派間の意見調整その他議会運営上必要と認める事項について協議・調整するため</li> </ul>	
全員協議会	全議員		<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うため</li> </ul>	
委員会協議会	委員会委員		<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会運営に関し協議・調整するため</li> </ul>	

補正  
予算

平成 26 年度一般会計 9 月補正予算  
補正後総額

9,885 万円  
295 億 1,494 万円

【主な補正内容】

9 月補正

- 生活困窮者自立支援事業 300 万円  
自立支援法の施行に伴い、支援体制の強化
- 認定こども園整備事業 2,851 万円  
認定こども園の施設整備費の助成
- 感染症対策に要する経費 740 万円  
予防接種法改正に伴う、新たな定期接種経費  
(成人用肺炎球菌ワクチン、対象者 65 歳)
- 企業誘致推進事業 2,300 万円  
旧日向法務総合庁舎の改修経費



旧日向法務総合庁舎

市長から提案された議案と審議結果 第 4 回定例会 (8 月 29 日 ~ 10 月 7 日)

議案番号	議案名	議決結果	付託委員会
報告第 8 号	専決処分の承認について (平成 26 年度日向市一般会計補正予算 (第 2 号))	承認 (全員一致)	総務政策 産業建設水道
議案第 94 号	教育委員会委員の任命について	同意 (全員一致)	付託省略
議案第 95 号	公平委員会委員の選任について	同意 (全員一致)	付託省略
議案第 96 号	日向市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	可決 (全員一致)	文教福祉環境
議案第 97 号	日向市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	可決 (全員一致)	文教福祉環境
議案第 98 号	日向市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	可決 (全員一致)	文教福祉環境
議案第 99 号	日向市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例	可決 (全員一致)	文教福祉環境
議案第 100 号	日向市寡婦医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	可決 (全員一致)	文教福祉環境
議案第 101 号	日向市企業立地促進条例の一部を改正する条例	可決 (賛成多数)	産業建設水道
議案第 102 号	財産の取得について	可決 (全員一致)	産業建設水道
議案第 103 号	平成 26 年度日向市一般会計補正予算 (第 3 号)	可決 (全員一致)	総務政策 文教福祉環境 産業建設水道
議案第 104 号	平成 26 年度日向市公営住宅事業特別会計補正予算 (第 1 号)	可決 (全員一致)	産業建設水道
議案第 105 号	平成 26 年度日向市城山墓園事業特別会計補正予算 (第 1 号)	可決 (全員一致)	文教福祉環境
議案第 106 号	平成 26 年度日向市介護保険事業特別会計 (保険事業勘定) 補正予算 (第 1 号)	可決 (全員一致)	文教福祉環境

# 9月定例議会報告 (各所管委員会より)

## 【総務政策常任委員会・議案】

所管課

【総合政策部】 総合政策課、秘書広報課、地域コミュニティ課

【総務部】 総務課、職員課、防災推進課、財政課

【消防本部、東郷地域振興課、選挙管理委員会事務局、公平委員会、監査委員事務局、会計課、議会事務局】

### 1. 付託された議案

報告 1 件

報告第 8 号 専決処分の承認について(平成 26 年度日向市一般会計補正予算(第 2 号))中 総務政策委員会付託部分

補正予算 1 件

議案第 103 号 平成 26 年度日向市一般会計補正予算(第 3 号)中 総務政策委員会付託部分

### 2. 審査の結果 報告は全員一致で承認、補正予算も全員一致で可決

### 3. 審査の概要

#### (1) 専決処分中、「ふるさと日向市応援寄付金」の増額補正について

歳入では 1 億 1,760 万円増やして予算総額を 1 億 5 千万円とし、歳出でもお礼の商品代である報償費等 6,060 万円が補正されています。同事業については、先の 6 月議会でも増額補正を行っており、重ねての補正となったことについて、「6 月補正の段階では、4 月の寄付実績をもとに推計せざるを得ず、5 月に件数が約 4 倍に一気に増え、さらに 6 月は 5 月の 1.5 倍という具合に予想をはるかに超えて増えたため再度の補正を余儀なくされた」との説明がありました。因みに、8 月末段階での実績は、納付済件数が 5,029 件で総額は 8,626 万 5 千円となっています。

#### (2) 補正予算に関して

8 月 20 日広島市で発生した大規模な土砂災害を踏まえ、消防本部所管の非常勤消防団員退職報償金事業、また防災推進課所管の災害予防対策事業の補正等に関連して、消防団員の補充状況、土砂災害危険箇所への対応、避難警報発令のタイミング、津波避難経路等整備費補助金の助成の考え方等について質疑が行われました。

消防本部からは、消防団員補充について、「今年度 50 名の退団に対しては 50 名の入団を確保し、年度で見れば現数を維持する。そういう目標で勧誘に努めている」と、また土砂災害危険箇所については、「市内全域で 726 箇所ほどあり、現在指定しているのは 136 箇所、18.7%に止まっている。県の指定が進んでおらず、まだまだ多くの危険箇所が存在する。消防本部としては、新しいデータをその都度消防団に伝えている」との説明があり、警報発令時期については、「消防



本部は防災の専門家集団なので、情報収集に全力を尽くし、指示遅れだけは絶対になくしたいという思いで、常に早め早めの避難を念頭に活動している」とのことでした。

津波避難経路等整備費補助金については、防災推進課から、「自治会等が自主的に行う避難路整備助成については、要綱に基づき原材料支給で対応しているが、地区によっては、高齢化等により資材の提供を受けても作業を行う人材の確保が困難なため整備が進まないという意見もあるため、県の減災力強化支援事業費補助金を活用した新たな補助制度を設け、避難経路等の工事の発注から管理までを自治会に行ってもらう費用について助成するもの」との説明がありました。

## 【総務政策常任委員会・請願等】

### (1) 継続審査中の請願等

#### 請願第 13 号 字名の変更に関する請願書

請願の要旨 現在の字名である「八重原迫野内」について、区内外の市民から「字名が長すぎる」、「迫野内か八重原か場所の特定が困難」、「区と字が同じにならないか」等の意見が多いので、それぞれ「八重原」と「迫野内」に字名の変更をお願いしたい。

審査結果 閉会中の継続審査（全員一致）  
理由 請願理由の詳細を聞く必要がある

#### 陳情第 20 号 市有地の賃借料軽減に係る陳情

陳情の要旨 これまで「地域に根ざした店舗」をめざし、地域住民の利便に叶う店作りに努力してきたが、電気料金値上げ、消費税率の改定等経営環境の悪化により、経営改善の努力だけでは追いつかず、今後さらに困難な状況が予想されるので、店舗用地の賃借料年額 140 万円を軽減することについて、特段の配慮を求めたい。

審査結果 不採択（全員一致）  
理由 契約書に賃借料の更改手続き、理由等明記してあり、それに則って対応を求める。

### (2) 9月議会に出された請願等

#### 請願第 14 号 「特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書」採択に関する請願

請願の要旨 昨年 12 月 6 日、特定秘密の保護に関する法律の採決が強行されたが、同法は国民の知る権利を侵害する恐れがあるなど多くの問題があるため、廃止を求める意見書を採択してほしい。



審査結果 賛成少数で不採択（挙手採決）  
賛成意見 国民の知る権利が制約される恐れが大きく、民主主義国家の制度としては問題がある。  
反対意見 外国との関係もあるので、国家を守るためには全て情報公開すればいいということにはならない。

**請願第 15 号 「適正な法曹人口のための法曹養成制度の抜本的見直しを求める意見書」採択に関する請願書**

請願の要旨 国会及び政府に対し、法曹の質の維持・確保を図り、国民の需要に見合った適正な法曹人口となるよう、法曹養成制度の抜本的見直しを行うことを要望する意見書を採択してほしい。

審査結果 閉会中の継続審査（全員一致）  
理由 賛否両論を比較研究する必要がある

**陳情第 23 号 日向市議会のインターネット中継の導入に関する陳情書**

陳情の要旨 より開かれた議会とするために、国会及び都道府県、他市町村と同様に日向市議会でもインターネット中継を導入してほしい。

審査結果 趣旨採択（全員一致）  
理由 議会の特別委員会でも新庁舎における議会中継機器等についても具体的に協議している。

= メモ =

## 【文教福祉環境常任委員会・議案】

所管課

【市民環境部】 税務課、国民健康保険課、市民課、環境政策課

【健康福祉部】 福祉課、こども課、高齢者あんしん課、いきいき健康課、東郷病院

【教育委員会】 教育総務課、学校教育課、文化生涯学習課、スポーツ振興課、学校給食共同調理場、図書館

### 1．付託された議案

条例 5 件

議案第 96 号 日向市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

議案第 97 号 日向市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

議案第 98 号 日向市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

議案第 99 号 日向市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

議案第 100 号 日向市寡婦医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

補正予算 3 件

議案第 103 号 平成 26 年度日向市一般会計補正予算（第 3 号）

議案第 105 号 平成 26 年度日向市城山墓園事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 106 号 平成 26 年度日向市介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 1 号）

### 2．審査の結果 8 件ともに、全員一致で可決

### 3．補正予算（9 月）の主な事業

(1) 生活困窮者自立支援モデル事業 3,000 千円 福祉課

平成 27 年 4 月に生活困窮者自立支援法が施行されることに伴い、新たな相談支援窓口を設置し、困窮状態から早期に脱却させる支援体制の整備を図るためのモデル事業を実施するもので、「日向市生活支援・相談センター」を日向市総合福祉センター内に設置し、平成 26 年 12 月から開始する計画。

(2) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業 200 千円 福祉課

「宮崎県軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業補助金」を活用し、軽度・中等度の難聴児のきこえの確保と言語の発達を支援するため、補聴器の購入費用等の一部を助成するもの。

- (3) 認定こども園整備事業（大王谷幼稚園、日向南こども園） 28,519 千円  
こども課  
県の安心こども基金の補助基準額改正及び新たな追加内示を受け認定こども園の施設整備費の助成額の補正を行うもの

#### その他の事業

- ・介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業 31,854 千円 高齢者あんしん課
- ・予防接種に要する経費（水痘ワクチン） 14,036 千円 こども課
- ・感染症対策に要する経費（高齢者を対象にした成人用肺炎球菌ワクチン） 7,400 千円 いきいき健康課

## 4. 現地調査

- (1) 宮崎県安心こども基金認定こども園整備事業

【調査場所】 日向南こども園

【事業内容】 幼稚園型認定こども園の保育所機能部分の施設整備（新設・修理改造）に関する一部を補助する。事業費 2,341 万円。

事業費負担割合	国	2 分の 1
	市	4 分の 1
	事業者	4 分の 1

- (2) 城山墓園

【調査場所】 城山墓園施設管理事業

【事業内容】 既設の階段が急勾配なため、高齢者等の利用がし易い様に手摺を付ける。

手摺り設置箇所 26 カ所 補正額 2,500 千円

## 5. その他

- (1) 新共同調理場建設事業経緯

現在の調理場が築後 33 年経過、施設の地盤沈下、老朽化、法改正による衛生基準の見直し、東日本大震災の教訓から、塩見地区の高台を選定し、現在建設中。

建設目的は、食に関する指導や学校給食指導の観点から、学校給食の拠点施設として整備し、市内全域の児童生徒等により一層安心・安全な給食の提供を図るため。

平成 26 年 3 月 工事着工  
平成 27 年 4 月 供用開始予定

## 【産業建設水道常任委員会・議案】

所管課

【産業経済部】 商工港湾課、観光振興課、農業畜産課、林業水産課

【建設部】 都市計画課、建設課、建築住宅課、市街地整備課

【上下水道局】 水道課、下水道課

【農業委員会事務局】

### 1. 付託された議案

報告 1 件

報告第 8 号 専決処分の承認について（平成 26 年度日向市一般会計補正予算（第 2 号））中 産業建設水道常任委員会付託部分

条例 1 件

議案 101 号 日向市企業立地促進条例の一部を改正する条例

事件決議 1 件

議案 102 号 財産の取得について

補正予算 2 件

議案 103 号 平成 26 年度日向市一般会計補正予算（第 3 号）中 産業建設水道常任委員会付託部分

議案 104 号 平成 26 年度日向市公営住宅事業特別会計補正予算（第 1 号）

### 2. 審査結果 条例は賛成多数、他は全員一致で承認、あるいは可決

### 3. 委員会の付記意見

- (1) 今回の企業立地促進条例の一部改正や財産取得として、国所有の旧日向法務総合庁舎の取得で情報サービス産業の誘致施設とし、その分野等の進出が期待されるとの説明。新たな誘致企業として今後の企業誘致に際し、「新しい総合計画後期計画」による若者雇用創出プロジェクトに基づき、出来る限り正規雇用の地元の求職者優先採用に努めるよう、企業側に対しても働きかけを行われたい。
- (2) 公共工事の適切な工事管理の実施については、市内の各地域において、市が発注する道路事業をはじめ、災害復旧工事等の各種公共工事が実施されているが、これらの予算執行については、効果的かつ効率的な工事の実施と適切な施工管理が求められている。これらの各種事業の実施に当たっては、施工期間中における適切な工事監理のあり方等の見直しを図り、瑕疵発生等防止に、より一層努めるなど、工事管理体制の充実に取り組まれたい。

## 平成25年度 日向市普通会計決算（見込）の概要

### I. 決算規模

歳入 306億3,612万8千円 (前年度比8.4%増)  
 歳出 298億3,415万8千円 (前年度比9.4%増)

II. 実質収支は、7億6,902万4千円 の黒字、  
 単年度収支は、△4,481万2千円、  
 実質単年度収支は、△4,366万4千円 となった。

### III. 財政指標

経常収支比率は、前年度より2.5ポイント改善、また、健全化判断比率の4指標については、いずれも基準以下で、健全団体となっている。

経常収支比率 88.0% (前年度90.5%) 2.5ポイント減  
 公債費比率 14.0% (前年度15.2%) 1.2ポイント減

(健全化判断比率)

実質赤字比率 — (黒字のため指標なし)

連結実質赤字比率 — (黒字のため指標なし)

実質公債費比率 13.5% (前年度 14.2%) 0.7ポイント減

将来負担比率 90.4% (前年度103.7%) 13.3ポイント減

### 1. 決算規模

(単位：千円、%)

区分	平成25年度	平成24年度	増減額	増減率
歳入総額 A	30,636,128	28,271,082	2,365,046	8.4
歳出総額 B	29,834,158	27,281,798	2,552,360	9.4
形式収支(A-B) C	801,970	989,284	△187,314	△18.9
翌年度に繰り越すべき財源 D	32,946	175,448	△142,502	△81.2
実質収支(C-D) E	769,024	813,836	△44,812	△5.5
単年度収支(E-前年度E) F	△44,812	△27,056	△17,756	△65.6
積立金 G	1,148	1,094	54	4.9
繰上償還金 H	0	0	0	—
積立金取崩額 I	0	0	0	—
実質単年度収支(F+G+H-I) J	△43,664	△25,962	△17,702	△68.2

## 日向市の財政収支（普通会計）

### 1. 平成 25 年度決算額

歳入総額 306 億 3,612 万 8 千円		
歳出総額 298 億 3,415 万 8 千円	繰越金等	実質収支 7 億 6,902 万 4 千円

### 2. 市債の状況（一般会計・特別会計 単位：千円）

会計別	21 年度末	22 年度末	23 年度末	24 年度末	25 年度末
一般会計	32,547,510	32,939,377	32,671,878	32,777,154	32,365,002
特別会計	17,560,556	17,309,335	16,805,487	15,997,216	15,352,117
合 計	50,108,066	50,248,712	49,477,365	48,774,370	47,717,119

### 3. 財政指標の推移

指 標	20 年度末	21 年度末	22 年度末	23 年度末	24 年度末	25 年度末
財政力指数	0.508	0.495	0.476	0.46	0.47	0.48
経常収支比率	94.4 (98.3)	93.3 (99.1)	90.8 (99.2)	89.5 (95.8)	90.5 (97.1)	88.0 (94.6)
公債費比率	17.0	16.6	15.0	15.1	15.2	14.0
公債費負担比率	20.5	19.3	18.8	20.0	20.8	19.3

経常収支比率（ ）内は、減税補てん債及び臨時財政対策債を除いた率

#### (1) 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

#### (2) 経常収支比率

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されたものが占める割合。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源等}}{\text{経常一般財源等（地方税 + 普通交付税等）} + \text{減収補填債特例分 + 臨時財政対策債}} \times 100$$

#### (3) 公債費比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、元利償還金の返済に充てている金額が、一般財源（収入）に占めている割合。この比率が高ければ高いだけ財政構造の硬直化が進んでいるといえる。

(4) 公債費負担比率

公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つ。公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合。公債費負担比率が高いほど、一般財源に占める公債費の比率が高く、財政構造の硬直化が進んでいるといえる。

**4 財政健全化判断比率(地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成21年4月施行))**

区 分	22年度末	23年度	24年度	25年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	- ( 5.80)	- ( 5.44)	- ( 5.24)	- ( 4.93)	12.74	20.00
連結実質赤字比率	- ( 13.99)	- ( 14.03)	- ( 15.30)	- ( 16.14)	17.74	30.00
実質公債費比率	15.2	14.8	14.2	13.5	25.0	35.0
将来負担比率	123.6	113.9	103.7	90.4	350.0	-

(1) 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す。当市は、黒字のため、実質赤字比率は発生していない。( )内数値は、計算結果に基づく参考値。

(2) 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、運営の深刻度を示す。当市は黒字のため、連結実質赤字比率は発生していない。( )内数値は、計算結果に基づく参考値。

(3) 実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す。当市の数値は、上の表のとおり。早期健全化基準の約2分の1の数値で推移している。

(4) 将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す。当市の数値は、上の表のとおり。早期健全化基準の約3分の1の数値で推移している。

**5 . 資金不足比率**

公営企業(水道、病院、下水道等事業)の資金不足額を、公営企業の事業規模と比較して標準化し、経営状況の深刻度を示す。当市の場合、以下の全公営企業会計において、資金不足比率は発生していない。(経営健全化の基準数値は20.0)

水道事業会計、病院事業会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、細島東部住環境整備事業特別会計



# 地方交付税制度の概要

## 地方交付税のしくみ

- 国税五税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

## 地方交付税制度の概要

**性格**：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」（固有財源）

（参考 平成17年2月15日 衆・本会議 総理大臣答弁）

地方交付税改革の中で交付税の性格についてはという話ですが、地方交付税は、国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えます。

**総額**：所得税・酒税の32%、法人税の34%（平成19年度から）、消費税の29.5%（平成9年度から）、たばこ税の25%

**種類**：普通交付税＝交付税総額の94%、特別交付税＝交付税総額の6%

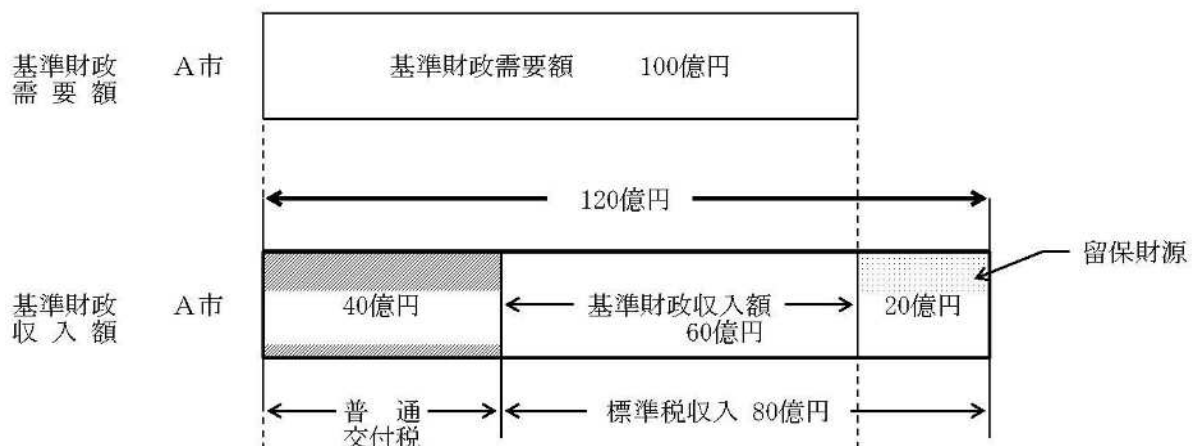
### 普通交付税の額の決定方法：

各団体ごとの普通交付税額 = (基準財政需要額 - 基準財政収入額) = 財源不足額

基準財政需要額 = 単位費用（法定）× 測定単位（国調人口等）× 補正係数（寒冷補正等）

基準財政収入額 = 標準的税収入見込額 × 基準税率（75%）

## 普通交付税の仕組み



総務省資料

## 地方交付税制度の概要

### 性 格

地方交付税は、本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税」(固有財源)という性格をもっています。

### 総 額

地方交付税の総額は、所得税・酒税の 32%、法人税の 34% (平成 19 年度から)、消費税の 29.5% (平成 9 年度から)、たばこ税の 25%とされています(地方交付税法第 6 条)。

### 種 類

地方交付税の種類は、普通交付税(交付税総額の 96%、平成 27 年度までは 94%、平成 28 年度は 95%)及び特別交付税(交付税総額の 4%、平成 27 年度までは 6%、平成 28 年度は 5%)とされています(地方交付税法第 6 条の 2、地方交付税法等一部改正法(平成 23 年法律第 5 号)附則第 2 条第 2 項)。

### 普通交付税の額の算定方法

普通交付税の額の算定方法は下式のとおりです。

(「基準財政需要額」、「基準財政収入額」等について、以下に解説。)

各団体の普通交付税額 = (基準財政需要額 - 基準財政収入額) = 財源不足額

\* 基準財政需要額 = 単位費用(法定) × 測定単位(国調人口等) × 補正係数(寒冷補正等)

\* 基準財政収入額 = 標準的税収入見込額 × 基準税率(75%)

### 日向市の場合(平成 25 年度決算)

基準財政収入額 5,767,382 千円

基準財政需要額 12,088,805 千円

地方交付税総額 7,776,724 千円(普通 7,013,191 千円、特別 763,533 千円)

### 基準財政需要額

#### 1. 基準財政需要額とは

各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該団体について地方交付税法第 11 条の規定により算定した額とされています(地方交付税法第 2 条第 3 号)。

その算定は、各行政項目別にそれぞれ設けられた「測定単位」の数値に必要な「補正」を加え、これに測定単位ごとに定められた「単位費用」を乗じた額を合算することによって行われます。

## 2. 単位費用とは

前述のとおり、財政需要は、各地方団体の測定単位に「単価」を乗じることによって算定されますが、この測定単位に乗ずる単価を「単位費用」とよんでいます。

単位費用は「標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準」として算定されています（地方交付税法第2条第6号）。

## 3. 補正係数とは

基準財政需要額の算定にあたっては、すべての都道府県またはすべての市町村に費目ごとに同一の単位費用が用いられています。

しかしながら、実際の各地方団体の測定単位当たりの行政経費は、自然的・社会的条件の違いによって大きな差があるので、これらの行政経費の差を反映させるため、その差の生ずる理由ごとに測定単位の数値を割増し又は割落とししています。これが測定単位の数値の補正であり、補正に用いる乗率を補正係数とよんでいます。

### 基準財政収入額

「基準財政収入額」とは、各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について地方交付税法第14条の規定により算定した額とされています（地方交付税法第2条第4号）。具体的には、地方団体の標準的な税収入の一定割合で算定された額となっています。

### 臨時財政対策債

臨時財政対策債は、国から地方自治体に交付する地方交付税の原資が足りないため、不足分の一部をとりあえず臨時財政対策債として地方自治体に借金させて窮状をしのぎ、借金の返済時に地方交付税として地方自治体に返すという趣旨で設けられました。

臨時財政対策債は交付税措置のある地方債で、特徴として借りたお金を自由に使い、返済額の100%を地方交付税措置（基準財政需要額に算入）してもらえますが、返済時にその他の財政需要を踏まえた所要額が地方交付税として交付されるとは限りません。

過去に景気対策として実施した公共事業の財源として発行した交付税措置のある地方債の返済が本格化している昨今、普通交付税総額を見ると現実には減額になっています。これは普通交付税の基準財政需要額が毎年度見直されて、約束した借金返済以外の部分が削減されているからだと考えられますが、同様の事態が臨時財政対策債の返済時にも起こることは十分に考えられます。

制度の成り立ちから考えれば、臨時財政対策債は地方交付税の身代わりのようなものですが、ここで気を付けなければならないのは、あくまでも地方自治体の責任において行う借金であるということであり、借金の状況については住民が監視する必要があります。

## 平成 25 年度決算認定審査委員長報告より

### 【総務政策常任委員会】

認定第 1 号 平成 25 年度日向市一般会計歳入歳出決算中 総務政策委員会付託部分について、全員一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定しました。

審査の主な内容について

まず、消防本部所管では、

現在の救急隊 2 隊体制の問題点等について質疑がありました。説明では、平成 25 年 1 年間において、救急車 2 台が出動中での救急要請が 122 件、このうち予備の 3 台目を使用しての消防隊の出動件数が 52 件、車両が無くて待ってもらったのが 96 件にのぼり、平成 26 年はさらに増加傾向にあるとのことでした。

東郷地域振興課所管では、

今年度に企画情報課から移管を受けた「中山間地域振興事業」の、集落支援員らによる集落点検について、当初予定していた 4 地区のうち、2 地区の点検結果を踏まえ、今後どのように振興を図っていくのか、次のステップにさしかかっているとの認識が示されました。

総合政策課所管では、

「新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業補助金」について、ケーブルテレビ事業者による東郷町 3 地区へのサービスエリア拡大に伴い、その施設整備事業費の 3 分の 1 の、2,300 万円を補助したもので、3 地区の現在の加入率は 17%との報告があり、これについては「費用対効果」の観点から、加入率拡大を事業者に求めるべきとの意見がありました。

地域コミュニティ課所管では、

「行政文書配布・調査とりまとめに関する事業」の区長公民館長連合会との業務委託契約のあり方、また「新しい地域コミュニティ組織制度モデル事業」等について活発な質疑がありました。特に新しい地域コミュニティ組織制度モデル事業については、各委員からモデル事業の成果の点検、モデル事業と今後の事業との違い、地域の広さの考え方、100 万円の補助金の妥当性、いつまで補助を行うのか等多くの課題が指摘されました。

職員課所管では、

職員研修事業について、研修後の報告のあり方に関して質疑があり、報告は一般的に復命書により行われているとの答弁がありました。

なお、審査を踏まえ、次の3点を委員会の意見として付記しました。

#### **まず、現在の救急隊2隊の体制について**

審査の中で、救急車2台出動中に救急要請があった件数が年間122件もあった。一旦緩急、市民が電話しても救急車が出動できない事態はなんとしても避けなければならない。不十分な救急体制は市民の生命・安全の確保に直接関わるので、救急救命体制整備には万難を排し最善を尽くされたい。

#### **次に、「新しい地域コミュニティ組織制度モデル事業」について**

この事業の基本的な目的は、地域の自立支援、自立的な地域運営にあるので、補助金のあり方も含め、真に地域が自立して運営できるよう事業展開を進められたい。

#### **最後に、職員研修事業について**

研修の報告を復命書だけに終わらせず、その成果を関係職員にフィードバックし、全員で共有できるシステムを整備されたい。

### **【文教福祉環境常任委員会】**

付託された議案は、平成25年度決算認定7件のうち、  
認定第5号 平成25年度日向市城山墓園事業特別会計歳入歳出決算  
認定第13号 平成25年度日向入郷地域介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算  
認定第15号 平成25年度日向市病院事業会計決算  
について、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、

認定第1号 平成25年度日向市一般会計歳入歳出決算中 文教福祉環境委員会  
付託部分

認定第11号 平成25年度日向市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

認定第12号 平成25年度日向市介護保険事業特別会計（保険事業勘定）歳入歳  
出決算

認定第14号 平成25年度日向市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

について、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

審査を踏まえ、次の点を委員会の意見として付記しました。

#### **税務課の市税収納業務について**

担当課からは、現年度課税分、滞納繰越分ともに、収納率は前年度を上回る結果

になったとの説明があった。しかし、依然として職員一人で多い時には1,000人の滞納者に対応しなければならない状況にあること、また、県内9市の比較で職員数は少ない状況にあることなど、職員一人当たりの負担についてはまだ軽減されていない状況にある。6月定例会の委員長報告においても委員会の意見として付記したが、今回の決算認定審査を踏まえ、改めてではあるが職員体制の改善に向けて一層の取り組みをされたい。

### **学校給食共同調理場について**

新たな学校給食の拠点施設として整備されている学校給食共同調理場においては、児童生徒に安全・安心な給食を提供することはもちろんだが、地産地消の観点から、地元の生産業者とタイアップ出来るような仕組みを構築し、地元にも愛される調理場を目指すよう取り組まされたい。

## **【産業建設水道常任委員会】**

本委員会に付託された、

議案第107号 平成25年度日向市水道事業会計剰余金の処分及び決算並びに、認定第1号 平成25年度日向市一般会計歳入歳出決算中、本委員会付託部分について委員会としては採決の結果、賛成多数で原案の通り、認定すべきものと決定しました。

その他、本委員会に付託された議案8件は別段異議なく、全員一致をもって原案の通り、可決及び認定すべきものと決定しました。

本委員会意見として、次の3点を付記することにしました。

上下水道施設は東日本大震災の教訓を踏まえ様々な防災・減災対策が実施されている。ライフラインとして重要な役割を果たすことから、災害による被害を最小限に食い止める為にも、今後も更に防災・減災対策としての各種事業の推進に努められたい。

「へべす」の生産管理技術の確立や販路拡大の取組みと併せ、より一層ブランド化の推進の為、今後共JA及び関係機関と一体となって販売戦略も含めたへべすの振興対策に取り組まれたい。

市の観光振興を図る上で、牧水生家を訪れる方々の利便性を確保する為にも、牧水生家付近へのトイレ設置について、文化財管理を所管する教育委員会担当部署との協議を進めるなど、早急に対応されたい。

## 12月定例会の議会日程（予定）

11月28日（金）	本会議（議案提案）
12月 8日（月）	本会議（一般質問）
9日（火）	本会議（一般質問）
10日（水）	本会議（一般質問）
11日（木）	本会議（一般質問）
12日（金）	本会議（議案質疑）
15日（月）	委員会
16日（火）	委員会
17日（水）	委員会
19日（金）	本会議（採決）

ぜひ、傍聴にお越しく下さい。

